

福岡医発第 216 号（地）
令和 2 年 4 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る
要介護認定の臨時的な取扱いについて（その 4）

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いにつきましては、本年 3 月 24 日付（福岡医発第 3361 号（地））文書にてご連絡申し上げたところですが、今般、厚生労働省より新たな事務連絡が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

要介護認定に係る認定調査については、これまでは介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられることにより当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに 12 ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できるとされていました。

今般の事務連絡においては、当該被保険者以外の全ての被保険者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに 12 ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その 4）
（令 2. 4. 7 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課）

(介 16)
令和 2 年 4 月 10 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る
要介護認定の臨時的な取扱いについて (その4)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いにつきましては、本年3月18日付(介198)文書にてご連絡させていただいておりますが、今般、厚生労働省より新たな事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

要介護認定に係る認定調査については、これまでは介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられることにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できるとされていきました。

今般の事務連絡においては、当該被保険者以外の全ての被保険者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できるととされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて
(その4)
(令 2.4.7 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)



事務連絡
令和2年4月7日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月18日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられることにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることをお示したところです。

今般、当該被保険者以外の全ての被保険者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

担当者：鶴澤、島田

TEL 03-5253-1111（内線 3944, 3945）

FAX 03-3595-4010

電子メール roukenkanintei@mhlw.go.jp